



2022年2月22日

各位

会社名 K&Oエナジーグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 緑川 昭夫
(コード番号:1663 東証第一部)
問合せ先 総務部マネージャー 新井 賢太郎
(TEL 0475-27-1011)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年2月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に関する議案を2022年3月30日開催予定の第8期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2015年3月26日開催の第1期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、当該報酬枠とは別枠で株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額を年額30百万円以内とそれぞれご承認いただいておりますが、本株主総会では、これらの報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、既に付与済みのものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、新たに取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は発行しないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間75,000株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額90百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の

終値)を基礎として、対象取締役特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反、その他当社が当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当社が当該株式を当然に無償で取得すること

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員、及び当社子会社の取締役に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上